

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年12月6日(2007.12.6)

【公表番号】特表2007-526891(P2007-526891A)

【公表日】平成19年9月20日(2007.9.20)

【年通号数】公開・登録公報2007-036

【出願番号】特願2006-518502(P2006-518502)

【国際特許分類】

A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
G 0 1 N	33/53	(2006.01)
G 0 1 N	33/574	(2006.01)
C 0 7 K	16/28	(2006.01)
C 1 2 P	21/08	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	39/395	E
A 6 1 K	39/395	T
A 6 1 P	35/00	
G 0 1 N	33/53	D
G 0 1 N	33/574	A
C 0 7 K	16/28	Z N A
C 1 2 P	21/08	

【手続補正書】

【提出日】平成19年10月10日(2007.10.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

F r i z z l e d ホモログ10(F Z D 1 0)タンパク質に対する抗体又はフラグメント、及び薬学的に許容される担体又は賦形剤を含む、F r i z z l e d ホモログ10(F Z D 1 0)に関連する疾患を治療又は予防するための医薬組成物。

【請求項2】

F Z D 1 0 に関連する疾患が、滑膜肉腫、結腸直腸癌、胃癌、慢性骨髄性白血病、及び急性骨髄性白血病からなる群より選択される、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項3】

抗体がポリクローナル抗体又はモノクローナル抗体である、請求項1又は2記載の医薬組成物。

【請求項4】

抗体が、配列番号1に示されるアミノ酸配列の少なくとも5個のアミノ酸残基を含むペプチドに対して誘起されたものである、請求項1～3のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項5】

抗体が、配列番号1に示されるアミノ酸配列の少なくとも43～56番、61～72番、156～169番、157～170番、157～172番、161～173番、174～191番、189～202番、214～225番、又は1～225番のアミノ酸残基を

含むペプチドに対して誘起されたものである、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

【請求項 6】

F r i z z l e d ホモログ 1 0 (F Z D 1 0) タンパク質に対する抗体又はフラグメントを含む、F r i z z l e d ホモログ 1 0 (F Z D 1 0) に関連する疾患を診断又は予後診断するためのキット。

【請求項 7】

F Z D 1 0 に関連する疾患が、滑膜肉腫、結腸直腸癌、胃癌、慢性骨髄性白血病、及び急性骨髄性白血病からなる群より選択される、請求項 6 記載のキット。

【請求項 8】

抗体がポリクローナル抗体又はモノクローナル抗体である、請求項 6 又は 7 記載のキット。

【請求項 9】

抗体が、配列番号 1 に示されるアミノ酸配列の少なくとも 5 個のアミノ酸残基を含むペプチドに対して誘起されたものである、請求項 6 ~ 8 のいずれか 1 項に記載のキット。

【請求項 10】

抗体が、配列番号 1 に示されるアミノ酸配列の少なくとも 4 3 ~ 5 6 番、6 1 ~ 7 2 番、1 5 6 ~ 1 6 9 番、1 5 7 ~ 1 7 0 番、1 5 7 ~ 1 7 2 番、1 6 1 ~ 1 7 3 番、1 7 4 ~ 1 9 1 番、1 8 9 ~ 2 0 2 番、2 1 4 ~ 2 2 5 番、又は 1 ~ 2 2 5 番のアミノ酸残基を含むペプチドに対して誘起されたものである、請求項 6 ~ 9 のいずれか 1 項に記載のキット。

【請求項 11】

F r i z z l e d ホモログ 1 0 (F Z D 1 0) に関連する疾患を診断又は予後診断するためのキットの製造における、配列番号 1 に示されるアミノ酸配列の少なくとも 5 個のアミノ酸残基を含むペプチドに対して誘起された抗体又はフラグメントの使用。

【請求項 12】

F r i z z l e d ホモログ 1 0 (F Z D 1 0) に関連する疾患を治療又は予防するための組成物の製造における、配列番号 1 に示されるアミノ酸配列の少なくとも 5 個のアミノ酸残基を含むペプチドに対して誘起された抗体又はフラグメントの使用。

【請求項 13】

配列番号 1 に示されるアミノ酸配列の少なくとも 5 個のアミノ酸残基を含むペプチドに対して誘起された抗体又はそのフラグメント。

【請求項 14】

配列番号 1 に示されるアミノ酸配列の少なくとも 4 3 ~ 5 6 番、6 1 ~ 7 2 番、1 5 6 ~ 1 6 9 番、1 5 7 ~ 1 7 0 番、1 5 7 ~ 1 7 2 番、1 6 1 ~ 1 7 3 番、1 7 4 ~ 1 9 1 番、1 8 9 ~ 2 0 2 番、2 1 4 ~ 2 2 5 番、又は 1 ~ 2 2 5 番のアミノ酸残基を含むペプチドに対して誘起された請求項 1 3 記載の抗体又はそのフラグメント。

【請求項 15】

ポリクローナル抗体又はモノクローナル抗体である、請求項 1 3 又は 1 4 記載の抗体又はそのフラグメント。

【請求項 16】

モノクローナル抗体が、マウス - マウスハイブリドーマ 5 F 2 T K 1 0 P 2 (受託番号 F E R M B P - 0 8 6 2 8) から産生されるものである、請求項 1 5 記載の抗体又はそのフラグメント。